

令和9年度（令和9年4月1日採用予定）
幸手市地域おこし協力隊（委託型）募集要項

令和8年4月20日

1 募集目的

農業分野における担い手の減少及び高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に受け入れ、市内農家及び埼玉みずほ農業協同組合等の支援のもと、栽培技術の習得のための農業研修や幸手産農産物のPR活動を行いながら、本市に定住・定着し、就農希望者として新規就農を目指す「地域おこし協力隊」を募集します。

2 主な活動内容

1	新規就農に向けた活動 ・埼玉みずほ農業協同組合での基礎研修 ・市内農業者のもとでの農業体験及び農業実務研修 ・独立就農に向けた準備活動（先進農家の視察、就農計画の策定） など
2	幸手産農産物のPR活動 ・幸手市が主催するイベントへの参加、PR ・市内の有機米生産者を含む農業者への取材、PR ・有機農業の取組に関する情報発信及び旬の幸手産農産物の取材、PR など
3	その他、目的達成に資する活動 ・幸手市後継者協議会における後継者部会の活動 ・幸手産農産物や有機米の活用及び市内での就農情報に関する情報発信 ・市内小学校児童向けの田植え、稲刈り体験活動の補助 など

3 応募の条件

応募資格 （次の（1）～（8）の要件を全て満たす方）	<ol style="list-style-type: none">（1） 埼玉県外の都市地域（※）又は政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、相模原市、静岡市、浜松市、岡山市、京都市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）に現に住所を有する方（2） 委嘱後、生活の拠点を幸手市に移すとともに幸手市に住民票を異動することができる方（3） 心身共に健康で、地域活性化等の活動に意欲と熱意を有する方（4） 任期終了後も幸手市に定住し、就農や就業、起業する意思のある方（5） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方（6） 普通自動車運転免許を有している方（7） パソコンの一般的な操作及びSNSの活用ができる方（8） 幸手市暴力団排除条例（平成24年幸手市条例第20号）に規定する暴力団員でない方又は同条例に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がない方 <p>※都市地域については、国が定める地域要件確認表にて確認下さい。</p>
-------------------------------	--

求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生、地方活性化に関心がある方 ・ 新規就農や半農半Xに興味、関心がある方 ・ 地域住民や市内農業者等と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・ 人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方
--------	--

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態

幸手市地域おこし協力隊は、幸手市地域おこし協力隊設置要綱（令和6年3月22日幸手市告示第56号）の規定に基づき市長が委嘱します。（市との雇用関係無し）

委嘱期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。ただし、活動状況や活動実績を考慮し、最大2回を限度に毎年度、再契約します。（最長の契約期限は、令和12年3月31日となります。）

6 活動条件

活動地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に幸手市内とします。 ・ 研修先となる施設や農地を拠点に活動いただきます。 ・ 研修等のため幸手市外で活動をすることがあります。 	
活動時間	<p>1日あたり7時間程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 始業時間及び終業時間については、研修先との協議の上、調整いただきます。 ・ 土、日の勤務となる場合があります。 	
活動日数	1月あたり20日（140時間）以上	
休日・休暇	活動の実態に応じて取得いただきます。	
その他	社会保険	国民健康保険、国民年金への加入は自己負担とします。
	兼業	兼業は可能ですが、事前に市への確認が必要となります。

7 待遇

(1) 報酬

月額266,600円

(2) 活動補助

上記の報酬とは別に、任期中の活動に必要な経費を実費で補助します。

補助対象経費	内容	補助金の額
住居の賃借料	賃料、共益費、駐車場使用料、火災保険料 等	契約額の実費（水道光熱費を除く）とし、月額55,000円を補助上限とします。

活動用車両の借上料 ※補助対象車両は 1台に限ります。	リース料、レンタル料 等	契約額の実費とし、月額15,000円を補助上限とします。
	自家用車借上料	月額15,000円を補助します。
活動用車両の燃料費	ガソリン代、軽油代	実費相当額とし、月額5,000円を補助上限とします。
活動に要するその他経費	旅費	鉄道等の交通機関を利用した場合に要する費用
	保険料	損害・賠償責任保険料等 ※車両保険は対象外
	負担金	隊員活動に資する研修や資格取得に要する費用
	その他	その他市長が隊員の活動に必要と認める費用
		実費相当額とし、年額300,000円を補助上限額とします。

(3) その他

上記の報酬及び活動補助とは別に、任期中の活動に必要な作業服や作業道具、その他の消耗品等は、現物で無償給付いたします。

8 提出書類・選考の方法

(1) 提出書類

ア 応募時

幸手市地域おこし協力隊応募用紙 : 別紙様式

イ 最終面接時

- ・現住所の住民票 : 1か月以内のもの
- ・普通自動車運転免許証の写し : 表面・裏面

ウ 応募用紙の送付先・送付方法

- ・幸手市役所 建設経済部 農業振興課 宛
- ・メール : noushin@city.satte.lg.jp

(2) 選考方法

①応募書類の受付	・必要書類を送付いただき、正式に応募したものとします。
②書類選考	・応募書類をもとに、市において選考を行います。 ・選考結果はメールでお伝えします。
③担当者面談	・書類選考合格者を対象に、市の担当者による WEB 又は電話等での面談を行います。

④最終面接	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者面談を受けられた方を対象に、幸手市内にて最終面接を行います。（8月予定） ・実施場所や日程等の詳細については、上記③の担当者面談終了後に応募者へお知らせします。 ・面接時には必要書類を持参いただきます。 ※交通費等に関しては自己負担とします。
⑤最終結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・選考終了後に、結果を文書で通知します。（9月予定）

(3) 応募期間

令和8年6月1日～令和8年7月31日（応募多数の場合は早めに締め切る可能性あり）

9 委嘱日（予定）

令和9年4月1日（市と内定者との相談の上、決定）

10 担当課

幸手市役所 建設経済部 農業振興課
〒340-0192 埼玉県幸手市東4-6-8
TEL 0480-43-1111